

各高齢者施設等の長 様

(福島市、郡山市及びいわき市所在の施設等を除く)

福島県保健福祉部長

(公 印 省 略)

高齢者施設等における事故等に係る報告様式及び新型コロナウイルス
感染症発生に係る報告方法の改正について (通知)

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝
申し上げます。

高齢者施設等における事故報告、感染症の発生報告及び新型コロナウイルス感染
症発生報告 (以下、「事故報告等」という。) については、令和 4 年 3 月 3 0 日付 3
生福第 6 6 1 5 号、令和 5 年 5 月 1 日付け 5 生福第 7 8 9 号により報告いただい
ているところですが、この度、事故報告等の取扱いについて下記のとおり改正しまし
たのでお知らせします。

つきましては、今後は改正後の報告様式により、下記のとおり提出してくださ
るようお願いします。

なお、報告書様式については、高齢福祉課ホームページに掲載しております。

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureizikohoukoku.html>)

また、本通知の施行に伴い、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発
生に係る報告方法の改正について (通知)」(令和 5 年 5 月 1 日 5 生福第 7 8 9 号福
島県保健福祉部長通知) は廃止します。

記

1 報告対象施設 (福島市、郡山市及びいわき市所在の施設等を除く)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、
老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人福祉セン
ター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、認知症グループホー
ム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護施設、複合型サービス事業所、定
期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者
向け住宅、介護医療院

2 変更内容

(1) 事故等の報告について

ア 提出方法

報告書の提出に当たっては、押印不要とし、原則電子メール等の電磁的方

法により提出すること。

(2) 感染症等の報告について

ア 報告の対象とする内容

感染症（新型コロナウイルスを含む）で、次のいずれかに該当した場合

（ア） 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合

（イ） 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、ある時点において、10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

（ウ） （ア）及び（イ）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

イ 提出書類

（ア） 別紙様式第 2 号による感染症等発生報告書

（イ） 別紙様式第 3 号による感染症等終息報告書

ウ その他

・ 上記取扱いに伴い、新型コロナウイルス感染症発生の報告を行う際は、電話による第一報の連絡を不要とする（様式第 4 号についても廃止とする。）。

・ 別紙様式第 2 号について、一部内容を変更。

3 施行日

令和 7 年 6 月 23 日

4 提出先

所管の保健福祉事務所保健福祉課